

フクシマエコテッククリーンセンター規模変更計画に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価は、事業の実施による環境への負荷を実行可能な範囲で回避・低減することを趣旨としていることから、施設の設置に関する計画の立案に当たっては、安全性及び恒久性の観点から、設計計算上必要な構造及び規模が確保されるよう考慮すること。
- (2) 本規模変更計画においては、浸出水処理施設等を増設せず、既存の施設を使用するとしているが、施設の設計に使用した係数、原単位等の諸条件及び緊急時を含めた施設の維持管理計画について、既存施設における実績等を検証しながら、規模変更後における妥当性を示すこと。
また、その結果に基づき、必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 埋立地表面の被覆については、埋立作業に伴う当該被覆区画への埋立物の混入などの懸念があることから、浸出水量を管理するための計画の立案に当たっては、環境への負荷が最小限となるよう、被覆を行わない場合も含めて複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を環境影響評価書に記載すること。
なお、記載に当たっては、表面被覆区画における浸透防止シートの材質、揚水ポンプの能力、集水ピットの構造等並びに雨水を確実に貯留・排除するための運用方法を含めて詳細を明らかにすること。
- (4) 遮水工の点検・修復、廃棄物の飛散防止、浸出水量の管理、異常降水時における対応、塩素イオン濃度の調整等については、埋立終了後も含め、これらの実施基準や具体的な内容を環境影響評価書に記載すること。
- (5) 電氣的な漏水検知システムについては、導入目的、構成する電極等の諸元及び検知可能な事象を具体的に環境影響評価書に示し、遮水工の健全性維持における有効性を明らかにすること。
- (6) 施設完成後及び埋立終了後における事業地全体の状況については、景観、生態系等に係る予測の前提となることから、鳥かん図などを用い、環境影響評価書に分かりやすく示すこと。
- (7) 工事中又は供用開始後に、環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。

(8) 今後、事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。

2 大気環境について

(1) 廃棄物の埋立てに伴う粉じん等については、対象事業実施区域境界周辺での降下ばいじん量が高くなった原因を究明し、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。

また、必要に応じ、事後調査を実施すること。

(2) 騒音については、環境保全措置を徹底するとともに、予測結果を踏まえ、周辺の生活環境への影響が可能な限り低減されるよう配慮すること。

3 水環境について

(1) 埋立地表面被覆区画からの排水については、埋立物の混入が懸念されることから、下流域の水質及び底質に及ぼす影響を予測及び評価し、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。

また、当該区画からの有害物質等の流出を監視するための計画を環境影響評価書に記載すること。

(2) 当該事業場からの排出水については、水質の予測結果を踏まえた上で、下流域における利水状況及び水生生物の生息・生育環境が良好に保持されるために必要な管理基準等を設定し、環境影響評価書に記載すること。

また、必要に応じ、ホトケドジョウ等水生生物に係る事後調査を実施し、対照地点との比較により影響を検証すること。

4 地盤について

遮水工、集排水管等については、荷重及び圧密による埋立層及び基礎地盤の沈下量を予測することなどにより、その長期的な健全性を環境影響評価書に記載すること。

5 自然環境について

(1) ノスリ及びハヤブサについては、対象事業実施区域及び周辺で鉄塔などへの止まりや飛翔が確認されていることから、その確認状況及び両種への影響の検討経緯をより詳細に環境影響評価書に記載するとともに、必要に応じ、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) ヒメコヌカグサについては、現在の生育環境を保全する観点から、当該種の生育特性を踏まえ、必要な措置の詳細を環境影響評価書に示すこと。

また、事後調査の実施に当たっては、共存植物も含めた群落組成の推移を併せて把握することにより、生育環境の変化を的確に捉えること。

(3) 生態系については、生息環境の面積、餌生物量その他の指標を用いて、対象事業実施区域及び逃避先となる周辺の生息域も含め、注目種に係る生息環境の改変及び回復の程度を可能な限り定量的に予測及び評価すること。

(4) 希少な動植物の生息又は生育が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得ながら事業による影響が最小限となるよう、適切な環境保全措置を講じること。

6 事後調査について

(1) 動植物に係る事後調査については、生息又は生育の特性を踏まえ、調査時期を適切に選定し、環境影響評価書に記載すること。

(2) 水質に係る事後調査の実施に当たっては、評価目標への適合状況の確認にとどまらず、水質等に係る予測の前提を適正に評価できるよう、埋立物の質的・量的な変化や下流水域の水量の変化を併せて把握すること。

また、調査結果に基づき、適切な環境保全措置を講じること。

(3) 事後調査結果の公表に当たっては、調査結果のほか、閲覧者の理解を深めるための分かりやすい資料も併せて閲覧に供すること。

7 その他

(1) 上記 1 から 6 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

(2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記 1 から 6 の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。